

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次の実施要領のとおり告示する。

令和8年5月14日

庄原市長 八 谷 恭 介

令和8年度庄原市森林境界明確化業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和8年度庄原市森林境界明確化業務の委託事業者を公募型プロポーザルで選定するにあたり必要な事項を定める。

2 業務の概要

業務名	令和8年度庄原市森林境界明確化業務
業務内容	令和8年度庄原市森林境界明確化業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書については選定された候補者の企画提案内容に応じて変更することがある。
業務期間	契約締結日から令和10年2月29日まで
委託料	40,942,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。 ただし、令和8年度から令和9年度（債務負担）の予算として、令和8年度20,317,000円、令和9年度20,625,000円以内とする。

3 参加資格要件

本業務に参加できる者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 企画提案書の提出期限の日までに、庄原市建設業者指名除外基準要綱（平成17年庄原市告示131号）又は広島県建設業者等指名除外要綱の各規定による指名除外を受けていない者

- (3) 庄原市税（事業者における法人市民税・固定資産税・軽自動車税）の滞納がない者
- (4) 国に納付すべき消費税・地方消費税及び法人税の滞納がない者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをした又はされたとき、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをした又はされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、庄原市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。
- (7) 広島県内に本社、本店、支店又は営業所を有する法人であること。
- (8) 庄原市における令和7・8年度 測量および測量コンサルタント等業務における入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- (9) 測量法(昭和24年法律第188号)第55条に基づく測量業者の登録を行っており、かつ、建設コンサルタント登録を行っている者であること。
- (10) 成果等の品質を確保するため以下の認証を取得していること。
  - 品質マネジメントシステム（ISO9001）
  - 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）
  - プライバシーマーク（JIS Q15001）
- (11) 過去5年間（令和3年4月から令和8年3月まで）において、地方公共団体が発注したリモートセンシングデータを活用した森林境界明確化業務※の履行実績を最低1件有する者であること。

※リモートセンシングデータを活用した森林境界明確化業務とは、元請けとしてリモートセンシングデータを活用した測量（航空法）により森林境界推測図を作成し、森林所有者の合意形成活動等を支援した業務をいう。



- (12) プロポーザル参加者単独で業務を実施する能力を有し、次の要件を満たす技術者を配置できること。
  - ・管理技術者は、技術士法に基づき登録された技術士（森林部門）又は測量法に基づき登録された測量士の有資格者であり、（11）に示す業務の実績を有した者であること。
  - ・担当技術者は測量法に基づき登録された測量士の有資格者であること。
  - ・照査技術者は、公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の有資格者で

あること。

・上記の技術者は、開札日以前に申請者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(13) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

#### 4 スケジュール

(1) 公募開始日	令和8年5月14日(木)
(2) 質問受付期限(応募に係るもの)	令和8年5月26日(火) 17時まで
(3) 参加申込書提出期限	令和8年5月28日(木) 17時まで
(4) 質問受付期限(企画提案書に係るもの)	令和8年6月5日(金) 17時まで
(5) 企画提案書提出期限	令和8年6月17日(水) 17時まで
(6) プレゼンテーション審査(予定日)	令和8年6月30日(火)
(7) 結果通知	令和8年7月上旬

#### 5 応募手続き等

##### (1) 応募に必要な書類の配布

応募に必要な書類については、庄原市公式ホームページからダウンロードし、入手すること

##### (2) 応募に係る質問

応募に関する質問がある場合は、質問票(様式6)により電子メールにて提出すること。

受付期限 令和8年5月26日(火) 17時まで

提出先 「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に記載されたメールアドレスに提出すること。

回答 質問受付後、3日以内(土日祝除く)に、質問者に対してメールで回答を行う。

### (3) 参加手続き

本業務への参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

提出書類		様式	部数
1	参加申込書	様式1	1
2	同種・類似業務受託実績	様式2	1
3	業務実施体制（配置予定技術者の業務経歴）	様式3	1
4	会社概要	様式4	1
5	測量法第55条に基づく測量業者の登録、建設コンサルタント登録を行っていることを示す書面の写し	—	1
6	品質マネジメントシステム（ISO9001）、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）、プライバシーマーク（JISQ15001）の取得を示す書面の写し	—	1
7	技術者に関する調書（「3 参加資格要件-12」に示す管理技術者、担当技術者、照査技術者について、それぞれの要件に定める資格等を証する書面の写しを添付すること）	—	1
8	法人登記簿の謄本（発行後3か月以内のもの）	—	1
9	直近事業年度の財務諸表（決算書）	—	1
10	直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（発行後3か月以内のもの、コピー可）	—	1
11	市税等納税調査承諾書	様式5	1

提出期限 令和8年5月28日（木）17時まで

提出先 「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に持参、宅配便、簡易書留郵便、電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、メールを送信した後に「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に電話にて連絡すること。

### (4) 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、「6 企画提案書の作成及び留意事項」を熟読の上、企画提案書等を提出すること。

## 6 企画提案書の作成及び留意事項

プロポーザルに参加する者は、企画提案書を次のとおり提出しなければならない。

また、審査の公平性、透明性を図るため、企画提案書には、社名や商標、記号など、提出者を認識できるものを表示しないこと。

なお、様式は任意とし、企画提案書に使用する言語は日本語、通貨は円とする。

### (1) 企画提案書の規定

- ① A4版縦とし、横書き、左綴じを標準とする。「④提案書記載内容（任意様式）」の項数は15ページ以内で簡潔にまとめること。

また、本文のフォントは10ポイント以上とする。ただし、添付図に含まれる文字のフォントは制限しない。

(A3版による折込項の挿入は可とするが2ページとして換算する。白黒・カラーどちらでも可。表紙、目次は含まない。)

- ② 企画提案書は目次を付し、適宜ページ番号を記入すること。

### (2) 企画提案書

企画提案書は、以下の記載事項について簡潔に記載するものとする。

- ① 企画提案書表紙

- ② 提案書記載内容（任意様式）

(ア) 業務の実施方針

(イ) 業務行程のフローチャート

(ウ) 工程計画（2ヵ年分の内訳を明記すること）

(エ) 業務実施方法提案

- ・ 森林境界図の精度を上げるための工夫
- ・ 同意取得率を上げるための工夫
- ・ 境界確認説明会開催に関する工夫
- ・ 上記以外の全体的な内容

(オ) 地域貢献の提案

(カ) その他有益な提案（最大3つまで）

- ③ 見積書（様式7）

※当該業務に係る所要経費全てを見積もること。

### (3) 提出部数

企画提案書については、表紙、目次、①及び②を一括りとして、9部提出すること。

また、提出書類をPDF化した電子データも併せて「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に記載されたメールアドレスに提出すること。

(4) 提出期限

令和8年6月17日（水） 17時まで（必着）

(5) 提出方法

持参、宅配便、簡易書留郵便のいずれかとする。

(6) 提出先

「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで

(7) 留意事項

企画提案書等を受理した後の加筆・修正等は原則認めない。

(8) 企画提案書に係る質問

企画提案書に関する質問がある場合は、質問票（様式6）により電子メールにて提出すること。

受付期限 令和8年6月5日（金） 17時まで

提出先 「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に記載されたメールアドレスに提出すること。

回答 質問受付後、本プロポーザルへの全参加者に対してメールで回答を行う。

## 7 受託者の選定

参加者による企画提案書の内容や経費等についてのプレゼンテーションの後、その内容を審査する選定委員会を開催する。

選定委員会において、評価の合計点が最も高く、かつ総合配点の50% 以上であるものを優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。

ただし、最も高い評価点を獲得した提案者が2以上ある場合は、見積書の見積価格がより低い者を優先交渉権者とする。この場合、見積価格も同額である場合は、選定審査会において審議し決定する。

(1) 選定基準

令和8年度庄原市森林境界明確化業務プロポーザル審査要領により、総合的な評価を行うものとする。

(2) プレゼンテーションの概要

プレゼンテーション審査は次のとおり実施予定である。

日時：令和8年6月30日（火）

場 所 : 庄原市役所

詳細な日時及び場所については、決定後文書にて通知する。

所要時間 : 30分 ( 説明20分、質疑10分)

プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

(3) プレゼンテーションの留意事項

- ① 出席者数は、1 提案者あたり 3 名以内とし、実際に本業務に関わる者を最低 1 名含めること。
- ② 提出された企画提案書以外の追加資料の提出は認めない。ただし、パワーポイントなどで説明用の資料を作成することは認める。
- ③ 大型モニターや接続するケーブルは本市で準備する。その他、プレゼンテーションを実施するにあたり必要なパソコン等の機器は、各提案者で用意すること。

(4) 結果公表

審査結果の確定後、速やかに全ての提案者に対し結果について通知する。なお、通知の際は、当該企画提案者の選定結果及び採点の内訳に加え、優先交渉権者と次点交渉権者の商号又は名称について通知するものとする。

## 8 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者に選定された者とは速やかに本市と契約交渉にあたり、委託内容等について協議し、協議が整い次第、委託料上限額の範囲内で随意契約の手続きを行う。この場合において、優先交渉権者から新たに見積書を徴収し、また、契約締結にあたっては契約書を作成するものとする。

なお、優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点候補権者と協議に入るものとする。

## 9 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席した場合、または辞退の申し出があった場合は、本プロポーザルに参加する資格を失うものとする。自己都合により参加を辞退する場合は、辞退届 ( 任意様式) を提出すること。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- (4) 選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査に関する異議申し立ては一切応じないものとする。

- (5) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。
- (6) 提出書類については非公開とする。
- (7) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、提案者と公開範囲を協議により定めた上で庄原市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。

10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市役所 総務部 管財課

担当：加藤

T E L 0824-73-1203

F A X 0824-72-3322

メール keiyaku@city.shobara.lg.jp